

# 特集・国民読書年 付き合ひ方、

## 本棚ぶらり

寺田寅彦は、「読みたい本、読まなければならぬ本があまりに多い。みんな読むには一生がいくつあつても足りない」といつも思つていて、「のんきに書店の棚を見てあるくうちに時々気紛れに手を延ばして引っぱりだす書物が偶然にもその人にとつて最も必要な本であるというようなことになるのではないか」(\*)ということを理想としていたようです。

書棚に並んだ本を眺めることの面白さは、普段は全く関心を寄せないような分野の本との出会いにあるのではないでしようか。図書館には世の中のあらゆるジャンルの本があり、直接書架をめぐって思いのままに本と出合うことができます。自分の関心のおもむくままに手当たり次第に本を読める自由さは図書館ならではです。じゃあ、読むか。

\*「読書の今昔」寺田寅彦全集第3巻(岩波書店、1997)所収、昭和7年初出

### 知る技術！

長場紘著 北星堂書店、2009

人間は好奇心に満ち、絶え間なく知的刺激を追い求めています。疑問に思つた事、知りたい事があれば、誰もが図書館へ足を運ぶでしよう。図書館には本、雑誌、マイクロ・フィルム、CD-ROMなどの莫大な資料あります。しかし図書館へ行つても、必ず回答が求められると思われる本の探し方、使い方を知らなければどうにもなりません。こうした時に役立つのが、図書館で行われている仕事のひとつ「レファレンス・サービス」。これは図書館員が本の探し方を案内したり、適切なレファレンス・ブック(参考図書)を紹介する事です。しかし、最終的には自分自身で回答を探さなければなりません。

図書館利用法の参考書として活用してほしい一冊です。

### ペナック先生の愉快な読書法

読者の権利10カ条

ダニエル・ペナック著 浜名優美ほか訳

藤原書店、2006

読書を義務として押しつけるのではなく、読書の旅の楽しさや本についてあらゆることを教えた父親であり、朗読という手法を用いることにより、読む楽しみをひき

### 書斎の王様

「図書」編集部編 岩波書店、1985

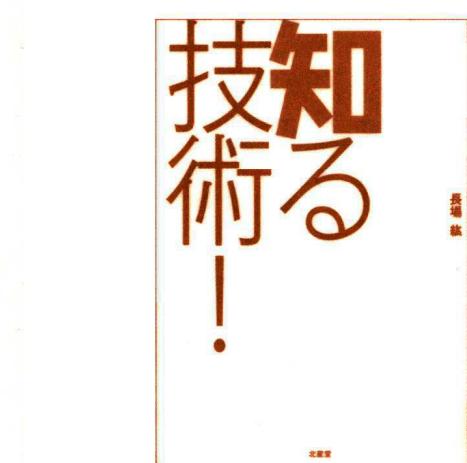
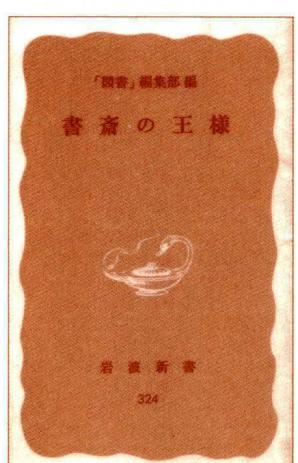
すら伝えることを試みた高校教師である著者の、異例のそして理想的な読書論です。「読者の権利10カ条」がふるつています。  
「そうだ！」『本を読まなくてもいいんだ』『飛ばし読みしていいんだ』『最後まで読まなくていいんだ』『何度も読み返してもいいんだ』『手当たり次第何を読んでもいいんだ』『主人公になりきっていいんだ』『どこで読んでもいいんだ』『拾い読みでいいんだ』『声に出して読んでいいんだ』『何を読んだかなと言わなくていいんだ』  
でも、この本を読み終えると「本を読まなければならない」ではなく「本を読みたい気持ち」になってしまいます。



### 多読術

松岡正剛著 筑摩書房、2009

そこで気付かされるのが、そうした書斎のあり方に、実は各人の本や資料との付き合い方があらわれているということ。コンピュータが普及した現在、こうした書斎はノスタルジーをかきたてるものですが、本との付き合い方の多様さも教えてくれるものなのです。



### 多読術

松岡正剛著 筑摩書房、2009

「一日一冊の本をWで紹介する「千冊」などで、読書と編集の達人として知られる著者の読書観はユニークです。多読とは、スピードで読む読書のことではありません。本は一冊ずつ、一冊だけを読むのではなく、ジーンズのうえにセーターを着たりジャケットを着たり、服を着るのように、組み合わせを楽しみながらするものだと言います。食べるごとに例えれば、いつもは鮭のおにぎりだけど今日はツナマヨ、というように体調や気分で読むものを変えたり、つまみ食いもしたり。

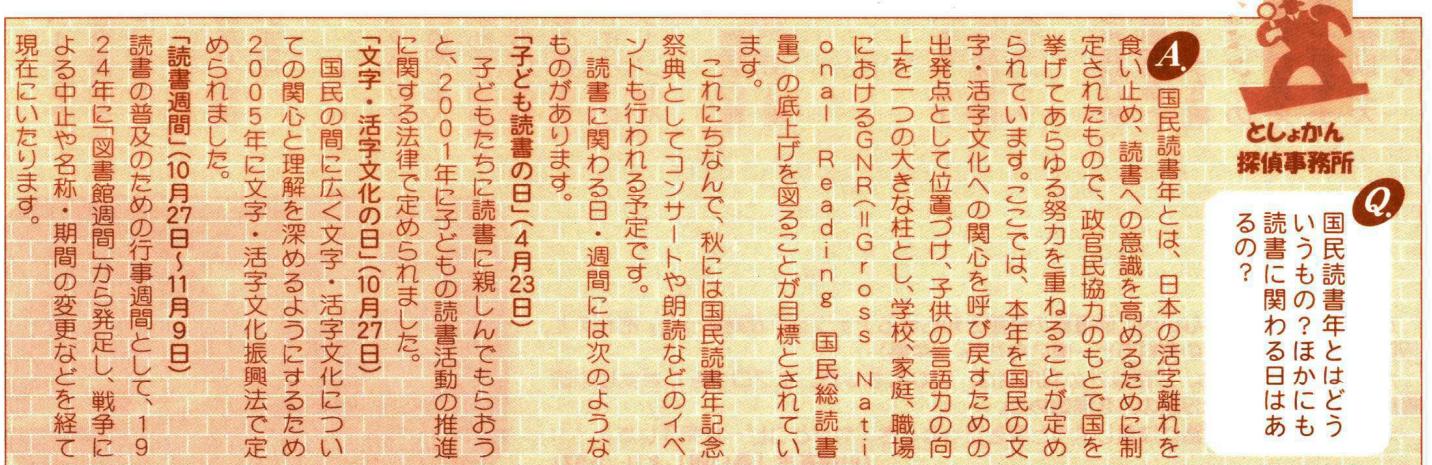
著者は問います。「読書というのはいつたい何をしていることなのか」。誰かの書いた文章を読むなかで、自分の感情や意識が混ざつていきます。一種のコラボレーションです。読んでいる環境も、本の印象が変えるでしょう。また、読書は読む前から始まつていて、図書館や書店の空間自体が「読書する」ことなのだと言います。読書は、孤立した世界ではなく、複合的に世界とつながっているのです。



Q.

国民読書年とは、日本の活字離れを食い止め、読書への意識を高めるために制定されたもので、政官民協力のもとで国を挙げてあらゆる努力を重ねることが定められています。ここでは、本年を国民の文字・活字文化への関心を呼び戻すための出発点として位置づけ、子供の言語力の向上を一つの大きな柱とし、学校、家庭、職場におけるGNR(=Gross National Reading)の底上げを図ることが目標とされています。

これにちなんで、秋には国民読書年記念祭典としてコンサートや朗読などのイベントも行われる予定です。  
読書に関する法律で定められました。  
「子ども読書の日」(4月23日)  
子どもたちに読書に親しんでもらおうと、2001年に子どもの読書活動の推進に関する法律で定められました。  
「文字・活字文化の日」(10月27日)  
国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため2005年に文字・活字文化振興法で定められました。  
「読書週間」(10月27日～11月9日)  
読書の普及のための行事週間として、1924年に「図書館週間」が発足し、戦争による中止や名称・期間の変更などを経て現在にいたります。



A.

国民読書年とは、日本が活字離れを食い止め、読書への意識を高めるために制定されたもので、政官民協力のもとで国を挙げてあらゆる努力を重ねることが定められています。ここでは、本年を国民の文字・活字文化への関心を呼び戻すための出発点として位置づけ、子供の言語力の向上を一つの大きな柱とし、学校、家庭、職場におけるGNR(=Gross National Reading)の底上げを図ることが目標とされています。

Q.

国民読書年とは、どういうもの?ほかにも読書に関わる日はあるの?